

## 市内産の新鮮農産物を贈る「与一の郷ごころ便」受付

- 市内で生産される新鮮な農産物を故郷の香りとともに、懐かしい人やお世話になった人に贈ってみませんか。
- 受付開始 6月21日(月)から
- 募集個数 350個(先着順で募集個数になり次第締め切り)
- 予定農産物 米(大田原産)、三五八漬物床、椎茸、白美人ネギ、ニラ、トマト、ナス、アスパラガス、みず菜、トウモロコシ、味噌、ジャガイモ、葉生姜、ブルーベリージャム、与一の一口羊羹 など
- 15品目(農産物が変わる場合あり)



「与一の郷ごころ便」イメージ

- 料金 1個につき5000円(送料込み)
- 発送日 7月16日(金)予定
- 申込方法 市農業公社、市役所各施設、市内の那須野農業協同組合各支店の窓口にて備えてある申込書に必要事項を記入のうえ次のいずれかの方法により申し込み。

〈現金払い〉申込書とともに大田原市農業公社へ直接持参。  
 〈振込払い〉申込書を郵送またはFAXで送付。代金は指定口座へ振込み。

■ 申し込み・問い合わせ  
 (財)大田原市農業公社  
 〒324-0041  
 大田原市本町1-3-3  
 大田原市総合文化会館内

TEL (23) 4834  
 (23) 4857  
 FAX (23) 4857

## 米・米加工品の取引などの記録作成・保存と産地情報の伝達が義務付けられます

消費者の視点に立って、米流通の適正化を図るため、米・米加工品の取引などの記録作成・保存と産地情報の伝達を義務付ける「米トレーサビリティ法」が10月1日から施行されます。

### 「トレーサビリティ」とは

食品の生産、加工、流通、販売に至る過程を記録し、食品がどこから来て、どこへ行ったかわかるようにするためのもの。

### 対象となる事業者

米・米加工品を取り扱う幅広い事業者が対象。米販売農家や農協、米販売店、米(ご飯)を提供する飲食店、小売店(スーパー、農産物直売所)、食品卸売業者など。

### 対象品目

玄米、精米や白めし、おかゆ、寿司

弁当、チャーハン、オムライス、カレーライス、赤飯、ドリア、おにぎりなどご飯として提供する料理、その他として、米粉、もち、だんご、米菓(煎餅、あられなど)、清酒、単式蒸留焼酎、みりんなど

### 記録の作成方法

左図のように必要な事項が記載された納品書、取引伝票、送り状、規格書など(帳簿でも可)を保存すること、記録の作成・保存の義務を果たしたことになります。

※保存期間は、原則3年(賞味期限などに応じて3カ月、5年と異なります)

◎集荷業者に出荷している米販売農

家の方は、業者から発行される必要な事項が記載された荷受明細などを保存してください。

### 消費者への産地情報伝達方法

産地が国内であれば「国産」「国内産」「〇〇県産」など、外国であれば「〇〇国産」と商品の包装に記載するか、メニューに記載するか、店内に掲示するなどの方法で伝達。

### 問い合わせ

関東農政局栃木農政事務所食糧部 計画課  
 TEL 028(633)3426  
 県農政部経済流通課マーケティン グ対策班  
 TEL 028(623)2298

取引先の名称または氏名 年月日：搬入・搬出した日(困難な場合は、受発注日などでも可)

納品書(控) 売上 伝票No. 00000000  
 受注日 〇年〇月〇日  
 納品日 〇年〇月〇日  
 指図日 〇年〇月〇日  
 出荷元

株式会社 ○○○○ 様

産地：「国産」「〇国産」「〇県産」などと記載  
 数量：取引において通常用いている単位  
 搬入した場所：取引先住所と異なる場合に記載

No.	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXX	〇県産コシヒカリ(10kg)	4	XXXX	XXXXX
2	BXXX	〇県産ほうれんそうM	10	XXX	XXXX
3	CXXX	〇県産長ネギAM	5	XXX	XXXX
4	DXXX	〇県産ミニトマトM	10	XXX	XXXX
5	EXXX	〇県産レタスLL	20	XXX	XXXX
備考					XXXXX
指図No.					XXXX XXXX XXXX

品名：取引において通常用いる名称

〇〇〇〇株式会社 △△本社

食品事故などに迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引などの記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ)

入荷時の伝票では、この欄の事業者名取引先の名称、氏名となります。